

医療施設運営費等補助金(感染症指定医療機関運営事業に係る分)の補助対象事業費の精算が過大

1件 不当金額(支出) 1568万円

1 補助金の概要

医療施設運営費等補助金(感染症指定医療機関運営事業に係る分)(国庫補助金)は、「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金の国庫補助について」(交付要綱)等に基づき、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ることを目的として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費の一部を国が補助するものである。

国庫補助金の交付額は、交付要綱に基づいて算定することとなっており、特定感染症指定医療機関^(注)の運営事業(特定感染症事業)については、1病床当たりの年額に病床数を乗ずるなどして算定した基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計とすることなどとなっている。

そして、厚生労働省は、対象経費の実支出額を算定するに当たり、特定感染症事業に係る分と他の事業に係る分とを明確に区分して算出できない場合は、特定感染症事業に必要な面積を病院全体の延べ面積で除した割合を用いるなどして案分計算をすることとしている。

また、交付要綱によれば、補助事業者は事業実績報告書等を都道府県に提出し、提出を受けた都道府県はこれらの内容を審査して取りまとめの上、厚生労働大臣に提出することとされている。

(注) 特定感染症指定医療機関 感染症法に規定する新感染症の所見がある者又はエボラ出血熱等の一類感染症、結核等の二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

2 検査の結果

日本赤十字社成田赤十字病院は、平成26年度から29年度までの各年度に実施した特定感染症事業の対象経費の実支出額の算定に当たり、病院全体の清掃業務等に係る委託料等の業務費用について、特定感染症事業に係る分と他の事業に係る分とを明確に区分して算出できないことから、案分計算によることとした。そして、特定感染症事業に必要な面積を感染症外来があるA棟1階と感染症病床があるA棟4階の面積を合わせた延べ面積計7,010.47㎡で除した割合を用いて特定感染症事業の対象経費の実支出額を算定していた。しかし、案分計算は前記のとおり病院全体の延べ面積で除した割合を用いて行うことになっていることから、病院全体の延べ面積計47,475.20㎡により適切な補助対象事業費を算定すると、特定感染症事業に必要な面積に同事業に必要な共有施設の面積を含めるなどしたとしても、計6171万円(国庫補助金交付額計6096万円)のうち計1643万円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金計1568万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者(事業主体)	年度	国庫補助対象事業費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助対象事業費	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
千葉県	日本赤十字社成田赤十字病院	平成26～29	円 6171万	円 6096万	円 1643万	円 1568万	対象経費の実支出額を過大に算定していたもの